



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

令和5年10月1日~

広島県最低賃金が改正されます

1時間あたり40円上がります。ご注意ください！

令和5年9月30日まで

令和5年10月1日より

時間額 **930** 円

時間額 **970** 円

広島県の最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます

最低賃金に算入しない賃金※1

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 時間外、休日および深夜の割増賃金
- 臨時に支払われる賃金及び1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

重要POINT…はじめに

- ①非正規社員や外国人労働者など全ての労働者に適用されます。
- ②支払っている自社の賃金を最低賃金と比べる時は上記※1 **最低賃金に算入しない賃金**に気を付けて適正に算出します。

- ③最低賃金の適用は勤務する営業所・事業所がある都道府県の基準です。

例) 本社が広島で東京に支店がある場合、東京支店で働く従業員の最低賃金は東京の最低賃金額が適用されます。

では以上を踏まえて最低賃金を確認していきましょう。

- (1) 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

- (2) 日給制の場合

日給

$\frac{1 \text{ 日の所定労働時間}}{\text{日給}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

- (3) 月給制の場合

月給

$\frac{1 \text{ 箇月平均所定労働時間}}{\text{月給}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$



最低賃金を下回らないように
毎年改定のこの時期に
賃金のベースアップを図りましょう！

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額 \geq 最低賃金額(時間額)
その月の総労働時間数(残業時間も含めたもの)

基本給 150,000 円

職務手当 30,000 円

通勤手当 5,000 円

時間外手当 35,000 円

合計 220,000 円

労働時間/日 8 時間

1 ヶ月の平均所定労働日数

…22 日

広島県の最低賃金 970 円

○月給者を例に一緒に考えてみましょう

【月給制の場合：広島県で働く A さんの場合】

① A さんに支給された賃金から最低賃金に算入しない賃金を除きます。(左頁参照)

通勤手当、時間外手当は算入せず、職務手当は最低賃金に算入しますので

$$220,000 \text{ 円} - (5,000 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円}) = 180,000 \text{ 円}$$

② 180,000 円を時間額に換算し最低賃金額と比較します。ここで前頁の月給制の場合の式を使います。



(3) 月給制の場合の基本の計算式

$$\frac{\text{月給}}{1 \text{ 箇月平均所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

分母は 22 日 × 8 時間なので 176 時間
これを月給の 180,000 円で割ったら
時間額が出ますね！

$$(1022.727 \dots \text{円} \approx 1023 \text{ 円})$$

$$\frac{180,000 \text{ 円}}{176 \text{ 時間}} \approx 1,023 \text{ 円}$$

$\approx 1,023 \text{ 円} > 970 \text{ 円}$ となり、

最低賃金額以上 となっています。

OK !!

労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんが安心して働けるように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を 1 人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労働災害が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることとなります。(労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。)

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

ひとりでも労働者を雇ったら、
労働保険に入る義務があります！

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。